

随意契約理由書

件 名	センタープラザ西館カーリフト部品更新業務
契 約 の 相 手 方	フジテック株式会社 神戸支店
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随 意 契 約 の 理 由 本業務のカーリフトのかご床面部材は、当該設備の構造強度及び安全性能に直結する重要部材であり、車両荷重を支持する主要構造部として、荷重分布や取り付け構造など設計条件に基づき製造元であるフジテックが一体的に設計・製作したものである。 本業務は、経年劣化に伴うかご床面部材の更新を行うものであるが、既設設備の構造体及び制御・安全装置との整合性を確保した上で施工する必要があり、当該設備の設計内容や詳細仕様は製造元であるフジテック以外には知りえないものである。そのため、他者による施工が行われた場合、設備全体の安全性や性能の保証が担保できない可能性があるうえ、不具合発生時の責任の所在が不明確となり、現在実施している定期的な保守点検にも支障をきたす。 以上のことから、当該設備の製造元であるフジテックのみが確実かつ安全に履行可能であるため、フジテックと随意契約を締結することとする。	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課（電話番号 078-891-5374）